

報告第6号

専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月19日 提出

四條畷市長 東 修 平

専決第5号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年5月24日

四條畷市長 東 修 平

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 損害賠償の額    | 558,753円  |
| 2 損害賠償の相手方  | <br> |
| 3 和解の内容     | (1) 本件事故による損害賠償として上記の額を支払う。<br>(2) 本件に関しては、今後、双方とも裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申立てをしないことを約する。   |
| 4 損害賠償事件の内容 | 令和5年2月17日午後4時頃、市道雁屋南町1号線を相手方が自転車で走行中、前方より走行していた車両を避けたところ、道路のくぼみに車輪を取られて転倒し、身体及び自転車が損傷した。  |